

# 茶屋新田組合だより

前組合長あいさつ



名古屋茶屋新田土地区画整理組合  
相談役 山田 都照

猛暑もやっと落ち着き、秋を感じる季節になってまいりました。組合員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

7月25日に第22回総代会を開催し、平成26年度の決算等について承認をいただきました。本号ではその報告をさせていただきます。下段にその概要を載せましたので、ご覧ください。

組合事業も7年半を経過し、平成20年2月に組合が設立され、これまでの間、イオンモールの誘致、第二斎場の受入、都市計画の変更や地区計画の決定など、にぎわいのある緑豊かでゆとりある魅力あふれるまちの実現に向けて尽力してまいりました。

一方、10年の事業計画期間内に事業を終えることが困難であると考えており、今後は事業期間の延伸について検討が必要な状況となっております。

最後になりましたが、私事ではあります。組合長を務めてさせていただいて7年半になりましたが、体調を崩し、現在も十分に回復していませんため、組合長を退任させていただきます。

皆様方には、今まで長い間お世話になり、また、ご理解とご協力いただき御礼申し上げます。今後は、相談役として、引き続き組合を支えていきますので、これからも、組合事業への協力よろしくお願ひします。



新組合長あいさつ



名古屋茶屋新田土地区画整理組合  
組合長 坂野 正幸

秋晴れの候、組合員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび組合長に就任することになり、身にあまる重責ではありますが、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

これまでの、都市計画道路の整備やまちの活性化を第一に考えて事業を進めてきました。今後は、東茶屋線及び大西地区や茶屋地区の生活に密着した区画道路の整備とともに、南秋葉線等の電線共同溝や歩道の高質化を行い、ますますのまちの発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、事業期間を見直しつつ、事業を少しでも早く収束させるよう事業の推進に邁進してまいります。

今後も、工事による通行止めなど皆様にご不便やご迷惑をお掛けすることと思いますが、皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

## 正副組合長が選任されました

組合長の退任に伴い、8月7日の役員会において、次のとおり組合長及び副組合長等が決められましたのでお知らせします。  
(敬称略、副組合長は職務代理順)

- 組合長 坂野正幸
- 副組合長 武田辰之、久野三雄
- 相談役 山田都照 (前組合長)

## 第22回総代会を開催しました

7月25日(土)の午前10時から、組合事務所において第22回総代会を開催しました。

総代会で審議された事項は左記の2つです。  
第1号議案 平成26年度事業報告書、収支決算書及び財産目録について  
第2号議案 仮換地の指定及び保留地の位置の変更について  
いずれも原案どおり承認、可決されました。

### ★平成26年度事業報告の概要

#### ○組合運営関連

- ・総代会を3回開催しました。
- ・役員会24回、担当係会を随時開催しました。
- ・評価員会を2回開催しました。

#### ○工事関連(裏面施工箇所参照)

- ・イオンモール名古屋茶屋開業に向け都市計画道路の整備を行いました。
- ・区画道路の築造を行いました。
- ・水路築造工事、第4号、第6号調整池築造工事を行いました。
- ・宅地造成のための整地工事を行いました。

#### ○建物等移転補償関連

- ・移転交渉がまとまった33件について、移転補償契約を締結しました。
- ・都市計画道路の整備に伴い、信号機移設工事、石綿管等撤去工事を行いました。

#### ○調査設計・業務委託関連

- ・個性あるまちづくりの実現に向け、幹線道路の歩道景観計画や電線共同溝詳細設計などを行いました。
- ・電線共同溝、歩道の高質化及び道路線形の変更などの第4回事業計画変更を行いました。
- ・移転対象建築物等の調査及び補償費算定を行いました。
- ・仮換地指定からの権利変動を調査し換地図書、の整備及び事業計画変更のあった箇所において仮換地変更、確定測量を行いました。また、法第90条の仮清算事務を行いました。
- ・貴重植物に関する成育状況の確認、種子採取等の環境アセスメント関係業務を実施しました。

単位:円

### 支出の部

科目	予算額(流用含む)	決算額	予算残額	備考
会議費	698,000	387,357	310,643	総代会費等
事務所費	130,683,000	120,234,477	10,448,523	報酬、需用費、使用料、事務委託費等
工事費	3,258,287,000	2,035,156,346	1,223,130,654	道路、調整池・水路築造、整地工事等
補償費	1,174,250,000	684,563,641	489,686,359	移転補償、電柱移設等
負担金	600,000,000	600,000,000	0	下水道新設負担金等
調査設計費	394,297,000	235,017,140	159,279,860	工事設計監理、測量、換地設計等
借入金償還金	4,100,000,000	1,250,000,000	2,850,000,000	
借入金利子	20,000,000	1,420,041	18,579,959	
仮清算交付金	100,000,000	81,854,558	18,145,442	
雑支出費	4,350,000	2,294,251	2,055,749	会費、弁護士顧問料等
予備費	1,387,977,000	0	1,387,977,000	
合計	11,170,542,000	5,010,927,811	6,159,614,189	

### ★平成26年度収支決算の概要

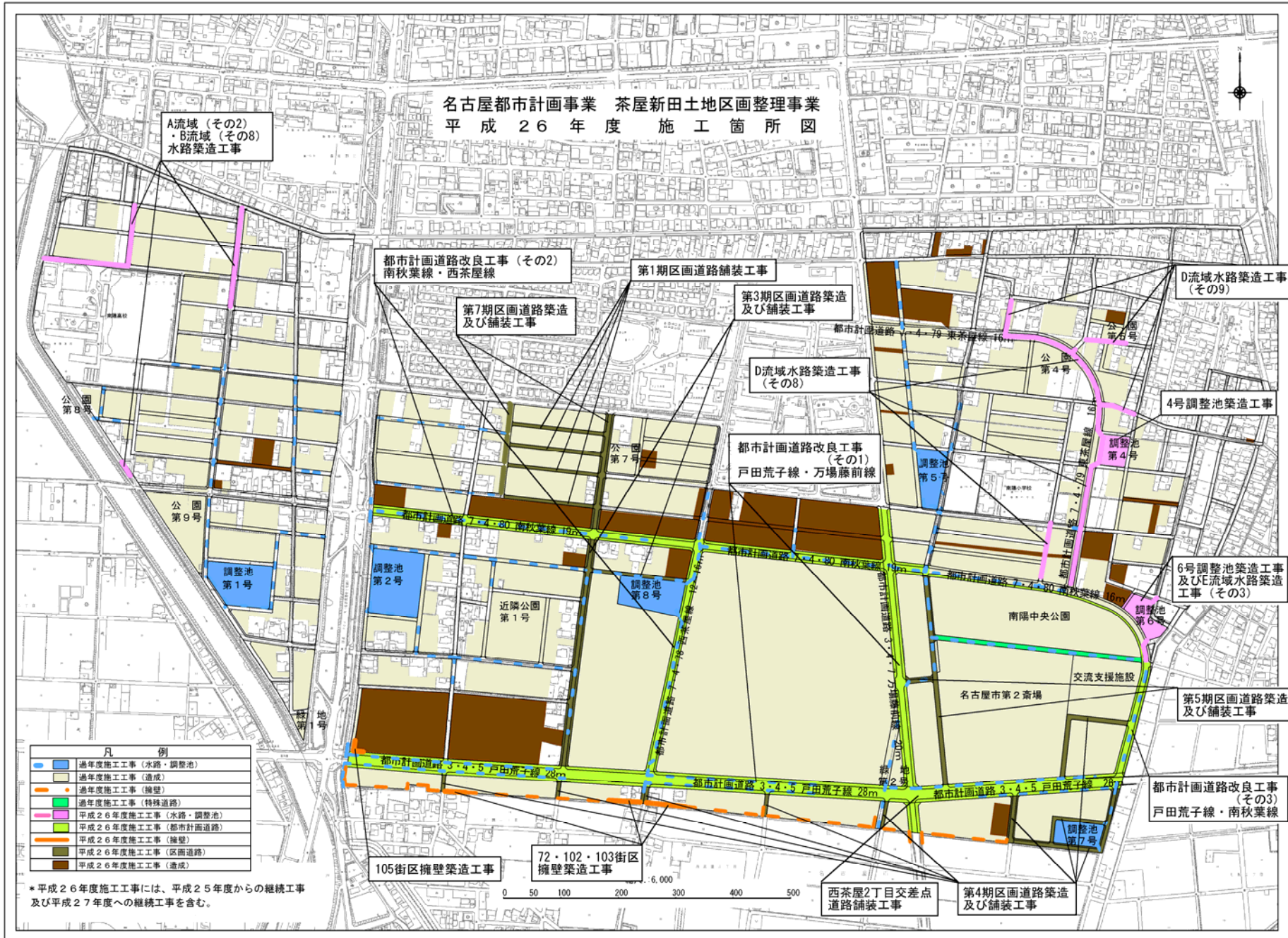
決算額 収入 11,548,479,756円  
 支出 5,010,927,811円  
 差引残金 6,537,551,945円 (平成27年度へ繰越)



### 収入の部

単位:円

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
補助金	1,099,406,000	850,464,542	△248,941,458	
助成金	964,904,000	435,384,393	△529,519,607	水路築造、調整池築造、下水道整備、道路舗装への助成
保留地処分金	6,075,932,000	9,577,818,681	3,501,886,681	約88,266㎡処分
雑収入	300,000	56,383,388	56,083,388	保留地の一時使用代
借入金	3,000,000,000	0	△3,000,000,000	
前年度繰越金	30,000,000	628,428,752	598,428,752	
合計	11,170,542,000	11,548,479,756	377,937,756	



○保留地の処分関連

- ・40筆、約88,266㎡の保留地を96億3499万7230円で処分しました。事業計画に対する面積での進捗率は約63%、収入金額での進捗率は約81%です。
- その他
  - ・上水道、下水道の負担金支払いを行いました。

★仮換地の指定及び保留地の位置の変更について

組合事業の運営上及び保留地の早期処分の観点から変更を行うものです。

★主な質疑応答等

総代会では次のような質問や意見(○)と答弁(↓)等がなされました。

○名古屋まちづくり公社への事務委託費について、当初に10年契約をしており社会状況の変化等により見直すべきではないか。

↓当初に10年間という期間で契約をしているので、基本的には途中で条件を変更せず、継続したいと考えています。

○工事費について予算額と決算額に大きな差があるのはなぜか。

↓平成26年度完了の予定の工事が平成27年度へ繰越したものがあったためです。また、建設資材の不足の他、占用企業者との調整等に時間を要したため、工事が遅れました。

○流用が多数みられるのはなぜか。

↓流用の大きな原因としては、イオンモールのオープンにあわせた都市計画道路の暫定整備やアスファルトの表面だけ削って舗装するオーバーレイ工法から道路の砕石路盤から整備をする工法への変更などにより増額となり、会計規程に則り款内流用で対応することとなりました。

○戸田荒子線の信号の設置をできるようお願いしたい。

↓何度も港警察署と打ち合わせをしております、信号設置に係る予算計上をお願いしている状況ですが、道路の線形などの課題を指摘されています。

○保留地の草刈りが必要ではないか。

↓通学の支障となる箇所などの草刈りは予定しています。保留地全体の草刈りについては、役員会で検討したいと考えています。

○工事の進捗率はいくらか。

↓進捗率は、工事費ベースで約48%です。道路の整備延長は約21%、下水道の整備面積は約55%となっております。

○残りの期間で終わらせることができるのか。

↓あと2年半である程度の進捗は見込めますが、残りの事業の施行期間や換地処分等の手続きの期間から考えると、この期間で完了するのは難しい状況となっております。今までに事業計画変更を4回行っており、道路等の公共施設の多くの変更があり、その設計や協議に時間を要してしまいました。これまで、都市計画道路築造を優先的に進め、イオンモール周辺の都市計画道路は無事完成し、今後、区画道路築造を進めていくこととなります。現在、工事を大きな規模で発注できるように、関係機関との協議を、路線ごとではなく面的に展開しており、少しでも早く事業を終わらせられる努力してまいります。

○組合役員と公社は、組合員の思いをよく考え、一日でも早く事業を進められるようにして下さい。

○建物を作る場合だけでなく、塀などの工作物を造る場合でも土地区画整理法76条に基づく申請と都市計画法に基づく地区計画の届出が必要となります。事前に組合までご相談下さい。

○組合からの書類の発送や各種通知などをもれなく行うために、土地を売買したとき、相続、贈与等により所有権を移転したとき、住所を変更したときは必ず組合へ届出して下さい。

**お願い**

○南秋葉線及び万場藤前線において電線共同溝の設置を計画しています。地中から電線類を引き込むため、沿道に建物を計画される方は、事前に組合までご相談ください。

《問い合わせ先》

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合  
電話 (052)618-7732  
ホームページ アクアヴェルデ南陽 <http://aquaverde.jp>

事務局 (公財)名古屋まちづくり公社 区画整理部 区画整理課  
電話 (052)211-6072